

浜市協第 129 号
令和 7 年 11 月 25 日

中央区協議会 様

浜松市長 中野 祐介



区協議会への諮問案件の取下げについて

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 10 月 31 日付、浜市協第 118 号にて諮問した件について、下記のとおり取下げます。

記

1 案件名 市営住宅春日団地の廃止・解体について

2 理由 令和 3 年 3 月に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な住戸数への削減を図るため、春日団地の用途廃止を進めてまいりました。

令和 7 年 8 月に開催した浜松市営住宅管理運営委員会の承認を得て、区協議会への諮問手続きを行いました。複数ある市営住宅設置の根拠法※の中で、春日団地に適用される法律の整理が必要であり、現時点で用途廃止を進めるべきではないと判断したことから案件の取り下げをいたします。

なお当面は、入居者の意向を十分考慮し丁寧な対応に努めるとともに、入居者のいない老朽化した住棟については解体を進めてまいります。

協議資料に記載した 6 棟 14 戸のうち、4 棟に 4 世帯が入居中であるため、2 棟 5 戸を解体予定

※公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律